

特定非営利活動法人大阪精神医療人権センター 定款

<第1章 総則>

第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人大阪精神医療人権センターと称し、英語表記は、Osaka Center for Mental Health and Human Rightsとする。

第2条(事務所)

この法人は主たる事務所を大阪市に置く。

第3条(目的)

この法人は、主として大阪府内において、精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的とする。

第4条(活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条(事業の種類)

この法人は、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 投書または電話による相談事業
 - ② 精神病院・社会復帰施設等への訪問・面会活動
 - ③ 国・地方自治体との交渉
 - ④ 啓発・広報事業
 - ⑤ 社会復帰施設の運営事業

- ⑥ 調査研究活動
- ⑦ パンフレット等の発行
- (2) その他の事業
 - ① 印刷物、映像メディア等の出版
 - ② 講演会、映画会等のイベントの開催
 - ③ 調査および事業実施の請負
 - ④ 物品の製造および販売
- (3) 前2号に該当しない事業
 - ① 会員相互および関係者との親睦を図るための事業
 - ② その他この法人の運営および前2号に掲げる事業の発展に有益な事業

<第2章 会員>

第6条(会員の種別)

この法人の会員は、次の3種類とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、可能な範囲で積極的にこの法人の運営に参画する意志を持って入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 特別協力会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に特別に協力をするため入会した個人または団体

第7条(入会)

運営会員、賛助会員または特別協力会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2、運営会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し、可能な範囲で積極的にこの法人の目的の達成および事業の発展に協力する意志があること。
- (2) 総会およびこの法人の主催する集会・活動に可能な限り参加あるいは意見を表明し、積極的に運営の一端を担うこと。

3、賛助会員・特別協力会員は、この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するため、会費の納入、可能な範囲の寄付等の財政的支援を行う意志があることを要する。

4、理事会は、入会の申込があった場合、その者が前2項に掲げる条件に適合すると認められるときは、他に正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

い。

5、理事会が入会申込者の入会を承認しなかったときは、代表理事は、速やかに理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

6、理事会が入会申込を承認したときは、入会申込者は、速やかに会費年額を納入するものとし、入会申込者は、会費を納入したときに各会員資格を取得するものとする。

第8条(会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条(退会)

会員は、退会届を代表理事に提出することによって、任意に退会することができる。

2、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 会員本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を2年分以上納入しないとき。

但し、理事会が特に認めた場合を除く。

第10条(除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。但し、当該会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第11条(会費等の不返還)

会員が納入した会費およびその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。但し、入会申込者が第7条第5項により入会不承認の通知を受けた場合において、その通知を受ける以前に会費を納入していたときを除く。

<第3章 役員>

第12条(役員の種別および定数)

この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 3名以上10名以下

(2) 監事 1名

第13条(役員の選任)

理事および監事は、総会において、運営会員(団体会員にあってはその代表者)の中から選任する。

2、理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 代表理事 2名以下
- (2) 副代表理事 1名
- (3) 常務理事 1名

3、役員のうちは、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4、監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条(役員の仕事)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2、副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3、常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の常務を処理する。

4、理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会・理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5、監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第15条(任期)

役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2、補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

3、役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第16条(欠員補充)

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 17 条(解任)

役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により、これを解任することができる。但し、総会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 18 条(報酬等)

役員は無給とする。

- 2、役員には、その職務執行に必要な費用を支弁することができる。
- 3、前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て代表理事が別に定める。

<第4章 総会>

第 19 条(種別)

この法人の総会は、定時総会と臨時総会とする。

第 20 条(構成)

総会は、運営会員をもって構成する。

- 2、賛助会員・特別協力会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

第 21 条(機能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第 22 条(開催)

定時総会は、毎年1回開催する。

- 2、臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 運営会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定により招集したとき。

第 23 条（招集）

総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2、代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第 24 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

第 25 条（定足数）

総会は、運営会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第 26 条（議決）

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2、総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第 27 条（表決権等）

運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない理由のため、総会に出席できない運営会員は、予め書面をもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の場合における前2条の規定の適用については、その運営会員は総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議決に加わることができない。

第 28 条（議事録）

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 運営会員の現在数
- (3) 出席した運営会員の数（書面表決者および表決委任者については、その旨を明記すること）
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2、議事録には、その会議において出席した運営会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

<第5章 理事会>

第29条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第30条(権能)

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第31条(開催)

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

第32条(招集)

理事会は代表理事が招集する。

- 2、代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、代表理事がこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

第33条(議事)

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2、理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3、理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

<第6章 資産、会計および事業計画>

第34条(資産)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第 35 条(資産の区分)

この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業
- (3) 前2号に該当しない事業

第 36 条(資産の管理)

資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第 37 条(経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第 38 条(会計の区分)

この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業
- (3) 前2号に該当しない事業

第 39 条(事業計画および予算)

この法人の事業計画および予算は、理事会が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 40 条(暫定予算)

前号の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 41 条(事業報告および決算)

代表理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 42 条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<第7章 事務局>

第 43 条(設置)

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2、事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3、事務局の職員は、代表理事が任免する。
- 4、事務局の組織および運営に関し必要な事項および有給の職員の給与に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第 44 条(書類等の備置き)

事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類を常に備えておかなければならない。

<第 8 章 定款の変更および解散>

第 45 条(定款の変更)

この定款の変更は、総会において運営会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の決議を経なければならない。

第 46 条(解散)

この法人は、特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会において運営会員総数の4分の3以上の決議を経て解散する。

<第 9 章 雑則>

第 47 条(公告)

この法人の公告は官報により行う。

第 48 条(委任)

この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

<附則>

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 運営会員

会費(ニュース購読料を含む)団体・個人とも 年額 3,000円

(2) 賛助会員

会費(ニュース購読料を含む)団体 年額 5,000円

個人 年額 3,000円

- 3、この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわ

らず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2000年6月30日までとする。

- (1) 代表理事 氏名 里見和夫
- (2) 副代表理事 氏名 (山本深雪) 須原弘子
- (3) 常務理事 氏名 位田浩
- (4) 理事 氏名 渡邊哲雄
氏名 疋田慎介
氏名 郭春生
- (5) 監事 氏名 丸山哲男

4、この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5、この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。

<定款の制定・認証・変更・措置>

- (1999年4月24日 制定)
- (1999年9月29日 認証)
- (2002年5月25日 変更)
- (2010年5月15日 変更)
- (2013年5月11日 変更)
- (2014年5月10日 変更)
- (2015年11月14日 措置)

2015年11月14日の総会の結果、会費は次のとおりとなった。

- (1) 運営会員
会費(ニュース購読料を含む)
団体・個人とも 年額 3,000円
- (2) 賛助会員
会費(ニュース購読料を含む)
団体 年額 5,000円
個人 年額 3,000円
個人(障害者) 年額 1,000円
- (3) 特別協力会員
会費(ニュース購読料を含む)
A 年額 10,000円
B 年額 30,000円

C 年額 50,000円
(2016年5月28日 変更)